

内閣参事官及び内閣官房企画官の公募について

令和2年5月15日
内閣官房内閣総務官室

各府省の高い能力と意欲を持った職員を出身府省の壁を越え適材適所での登用を図るため、霞が関全体での公募により、内閣官房の重要政策課題を担当する内閣参事官及び内閣官房企画官への登用を行うものとする。

1. 公募するポスト

- 内閣参事官（課長級）1名
- ・領土・主権対策企画調整室参事官 1名
- 内閣官房企画官（室長級）1名
- ・情報通信技術（IT）総合戦略室企画官 1名

2. 応募資格・任期

- 応募資格：各府省の職員（職種・年齢不問）
- ・内閣参事官：課長級のほか、室長級・課長補佐級も応募可。
 - ・内閣官房企画官：室長級のほか、課長補佐級も応募可。
- 任期：原則2年間（任期終了後は出身府省に復帰）

3. 公募手続

応募者は、各府省の人事担当課を経由して応募するものとし、内閣官房において、書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定。

4. スケジュール

- 公募開始：5月15日（金）
応募締切：6月5日（金）

※公募ポストの業務内容等は別紙1及び2のとおり。

【本件問合せ先】
内閣官房内閣総務官室
職員公募担当
TEL. 03-5253-2111

内閣参事官及び内閣官房企画官の公募について

趣 旨

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官及び企画官ポストについて、オール霞が関での公募を実施

公募ポスト

内閣参事官(課長級)1名
・領土・主権対策企画調整室参事官 1名
内閣官房企画官(室長級)1名
・情報通信技術(IT)総合戦略室企画官 1名

応募資格・任期

応募資格：各府省の職員(職種・年齢不問)
・内閣参事官：課長級のほか、室長級・課長補佐級も応募可。
・内閣官房企画官：室長級のほか、課長補佐級も応募可。
任 期：原則2年(任期終了後は出身府省に復帰)

選考手続

内閣官房において書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定

スケジュール

公募開始：5月15日(金) 応募締切：6月5日(金)

内閣参事官及び内閣官房企画官の公募について

令和2年5月15日
内閣官房内閣総務官室

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を超え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官及び企画官ポストについて、オール霞が関での公募による登用を行うものとする。

1 公募する職員

内閣参事官（課長級） 1名

・領土・主権対策企画調整室参事官 1名

内閣官房企画官（室長級） 1名

・情報通信技術（IT）総合戦略室企画官 1名

2 職務内容

別紙1及び2のとおり

3 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4 応募資格

各府省の職員

・内閣参事官：課長級のほか、室長級・課長補佐級の職員の応募も可能とする。

・内閣官房企画官：室長級のほか、課長補佐級の職員の応募も可能とする。

・職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

(1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、6月5日（金）までに内閣総務官室あて応募するものとする。

(2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提

出すること。

- (3) 内閣官房において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【別紙 1】

公募する内閣参事官（領土・主権対策企画調整室参事官）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るため内閣官房に設けられた領土・主権対策企画調整室において、以下のとおり、室長たる内閣審議官を補佐し、施策の企画・立案、関係者との総合調整にあたるとともに、内部管理事務について室全体の業務を統括する。

1 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案

我が国の領土・主権をめぐる問題に関して、国内外において我が国の立場に係る正確な理解が浸透するよう、国内広報（領土・主権展示館の運営、インターネットを活用した広報の充実及び領土教育の推進その他の政府機関・地方公共団体等と連携した領土・主権問題に関する啓発事業の実施）、対外発信（領土・主権をめぐる問題に関する海外セミナーの開催その他の国際社会に向けた発信）及び調査研究（関係資料・文献の調査・保全、目録の作成、デジタル化等）について、有効な施策を企画・立案する。

2 関係府省に対する総合調整、関係機関・有識者等との連携・協力

領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」等を通じて、関係府省に対する総合調整を行う。また、領土・主権をめぐる内外発信に関する施策の効果を高め、より一体的な運用を可能とすべく、政府機関のみならず、関係する地方公共団体（北方領土：北海道、竹島：島根県、尖閣諸島：沖縄県 等）を始め、知見を有する民間機関、有識者等との連携・協力を進める。

3 内部管理（予算・人事・文書管理等）に関する業務の統括

本年 1 月に拡張移転した領土・主権展示館の運営経費を始めとして必要な予算を確保・執行するとともに、室員の人事に関し関係府省の人事当局と連絡・調整を行うほか、公文書の保存、公開を適切に行うなど、組織の管理・運営に係る業務を統括する。

（求められる能力）

- ・ 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案能力
- ・ 関係府省、地方公共団体、民間機関、有識者等との総合調整能力等
- ・ 柔軟な発想力と着実な実行力

【別紙2】

公募するIT総合戦略室企画官の職務内容

高度情報通信ネットワーク社会の形成及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図るため、2019年6月に策定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、特に地方のデジタル化に関する以下の業務に取り組む。

1 地方公共団体と住民とのインターフェースのデジタル化

国民の利便性の観点から住民と地方公共団体が接するインターフェース部分のデジタル化に取り組む。

個人の申請する行政手続の大部分がマイナンバーポータルを通じて電子申請可能とすることができるよう、関係省庁と連携して進める。

2 地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

各地方公共団体のシステムの構築にあたり、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果を図るため、複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入を推進する。

更なるシステム等の共同利用を図る観点から、行政分野ごとに全国共通の標準仕様書の策定や優良なシステム等の横展開を図る。

3. 地方公共団体の官民データ推進計画の策定

地方公共団体のデジタル化にあたり、BPRを前提として、デジタル化の状況の見える化を進めるため、都道府県官民及び市町村における官民データ計画推進計画の策定を支援する。

(求められる能力)

- ・ デジタル化の対象となる地方公共団体の業務の実態や地方公共団体の意思決定過程に精通し、施策の企画・立案に的確に反映する能力
- ・ 地方公共団体のデジタル化の前提となる住民基本台帳ネットワークシステム、個人番号カード、公的個人認証システム、情報提供ネットワークシステム等の制度に精通し、施策の企画・立案に的確に反映する能力
- ・ 地方公共団体のデジタル化に係る課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行う能力
- ・ 多様な行政分野のデジタル化を進めるにあたり、地方公共団体やデジタル化を図る行政分野を所管する省庁との高度な総合調整能力
- ・ 従来の業務の枠にとらわれない未来志向で柔軟な発想